

2024年11月8日

各位

株式会社 紀陽銀行

信用保証協会への保証申込手続きの電子化について

株式会社紀陽銀行（頭取：原口 裕之）は、2024年11月18日（月）より、信用保証協会（※）への保証申込手続きを電子化する「融資取引サービス（以下、本サービス）」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本サービスは、紀陽ビジネスポータルを通じてお客さまの保証申込時の手続き、ならびに紀陽銀行と保証協会間の事務手続きを電子化することで、保証申込から保証書発行までの期間を短縮し、より円滑な資金供給の実現を目的としています。

紀陽銀行は、今後も機能・サービスの拡充により、お客さまの事業のご支援に努めてまいります。

※和歌山県信用保証協会、大阪信用保証協会、奈良県信用保証協会が対象。

記

【本サービス概要】

サービス提供開始日	2024年11月18日（月）
サービス内容（※）	信用保証協会への保証申込手続きをインターネット上でおこなえるサービス（申込内容によっては書面での提出が必要な場合があります。）
ご利用いただける方	紀陽ビジネスポータルまたは紀陽インターネットF Bのご契約者さま（本サービスの初回利用時は事前にお取引店へご相談ください。）
取扱対象店	事業性融資取引を取り扱う営業拠点
ご利用時間	24時間（システムメンテナンス等によるサービス停止期間を除く。）
ご利用料金	無料

※本サービスはセイコーソリューションズ株式会社が提供する「融資クラウドプラットフォーム」内のサービスを採用しており、全国51の信用保証協会で構成する全国信用保証協会連合会の「信用保証協会電子受付システム」と連携させ、システムを構成しています。

以上

本取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール8「働きがいも経済成長も」、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」につながる取り組みです。

